

(その1)

収 支 報 告 書

令和

6

年分

(ふりがな) いのかわまもるこうえんかい
1 政治団体の名称 猪川護後援会

2 主たる事務所の所在地

四国中央市金生町下分1206番地5

3 代表者の氏名

猪川 護

4 会計責任者の氏名

猪川 護

事務担当者の氏名

岡内 俊憲

(電話) 080-7836-1397

(電話)

(電話)

※収支報告書は、提出されたものがそのまま
インターネット上において公表されます。

政 治 団 体 の 区 分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活 動 区 域 の 区 分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公 職 の 種 類	四国中央市市議会議員 (現職)
資金管理団体 の届出をした 者 の 氏 名	猪川護

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公 職 の 候 補 者 の 氏 名	
公 職 の 種 類	

資金管理団体の指定の期間	
令和 6年 1月 1日 から	
令和 6年 12月 31日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の
指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の
指定・取消をした場合のみ記入。



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

[illegible]

2 収入項目別金額の内訳

[illegible]

(2) 寄附															
ア 寄附（イを除く。）の区分				金 額								備 考			
				十億		百万		千			円				
(ア)	個人からの寄附										0				
	(うち特定寄附)										0				
(イ)	法人その他の団体からの寄附										0				
(ウ)	政治団体からの寄附										0				
	小計(ア)+(イ)+(ウ)										0				
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)											0				
イ	政党匿名寄附										0				
合 計 (ア+イ)											0				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 3月 26日

政治団体の名称 猪川護後援会

会計責任者の氏名 猪川 護



代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。